

平成21年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障害福祉課 (内線：7866)

12目 障害者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入) 8,239 (基金繰入金) 283,903	一般財源	
障害者自立支援対策 臨時特例基金特別対 策事業費	310,146	227,445	82,701				18,004	
トータルコスト	324,231千円 (前年度234,067千円)							
従事する職員数	正職員：1.7人							
主な業務内容	補助金関係業務、国及び市町村との連絡調整、その他事業進行管理業務							

説明

1 事業の目的

障害者自立支援法の確実な定着を図るため、平成18年度に造成した県基金『名称：鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金』が平成23年度まで延長されることとなった。この基金を取り崩し、事業者の新事業体系への移行促進のための基盤整備や激変緩和措置、利用者の負担軽減等の各種特別対策事業を実施する。

2 事業の内容

(単位：千円)

内容	予算額	補助率 事業主体
1. 事業者に対する運営安定化措置	50,110	
(1) 事業運営円滑化事業 旧法支援施設及び旧体系からの移行施設に対して、日払い方式導入に伴い、施設収入の従前額保障を90%を限度として助成。	13,500	補助率 基金1/2 県1/4 市町村1/4 事業主体： 市町村
(2) 通所サービス等利用促進事業 送迎サービスを実施する日中活動サービス事業所、通所施設に対して、サービス提供に係る経費を助成。 ◎算出根拠：1事業所あたり3,000千円以下	28,685	
(3) 【新規】新事業移行促進事業 他 特定旧法指定施設が新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者に応じて、事業所等に助成。 (実施要綱が固まっていない新規メニュー事業に対応する経費) ◎算出基礎：厚生労働省内示額から算出	7,925	
2. 新法への移行等への円滑な実施措置	251,797	
(4) 小規模作業所緊急支援事業 新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所に対し、移行計画の策定を条件に定額を助成。 ◎算出基礎：1,100千円×対象事業所9ヵ所	9,900	補助率 基金10/10 事業主体：県

(単位：千円)

内 容	予 算 額	補 助 率 事業主体
<p>(5) 障害者地域移行体制強化事業 障害者の地域移行促進等のため、重度訪問介護事業所の運営安定化やグループホーム設置に要する初年度経費等を助成。 ◎算出基礎： ケアホーム重度障害者支援体制強化補助 (1)障害程度区分6 10人×1,000円/日 (2)障害程度区分5 10人× 820円/日 (3)障害程度区分4 20人× 650円/日 グループホーム設置経費補助 入居者1名あたり133千円×16名(20年度の計画)</p> <p>※当該事業については、国において報酬で措置することを検討中</p>	13,714	補助率 基金10/10 事業主体： 県及び市町村
<p>(6) 一般就労移行等促進事業 ○就労支援等のための関係機関ネットワーク化事業 ○就労支援のための実習受入企業の設備改修事業 ◎算出基礎： 関係機関ネットワーク化 1,000千円×3圏域 実習受入企業の改修 5,000千円×2カ所</p>	13,000	補助率 基金10/10 事業主体：県
<p>(7) 小規模作業所移行促進事業 人数要件に満たない小規模作業所の新体系への移行を支援するため、複数の作業所の円滑な統合にむけた会議の開催や、コーディネーターの派遣。 ◎委託先： 鳥取県障害者就労事業振興センター(予定) ◎算出基礎： 意見交換会等経費 1,140千円 コーディネーター人件費3名分 3,200千円</p>	4,400	事業主体：県
<p>(8) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場等の整備。 ◎算出基礎：1圏域4,500千円×3圏域</p>	13,500	補助率 基金10/10 事業主体： 県又は市町村
<p>(9) 障害者自立支援法改正施行円滑化特別支援事業 法の施行に伴い、緊急的に必要となる制度改正の周知徹底やシステム改修経費等に対する助成。 ◎算出基礎：20年度の各市町村積算金額で算出</p>	35,511	補助率 基金10/10 事業主体： 県及び市町村
<p>(10) 経過措置児童デイサービスにおける個別支援助成事業 就学前児童の受け入れが少ない児童デイサービス事業所であっても、定められた職員配置を越えて職員を加配し、児童の個別支援に積極的に取り組んでいる事業所に対し助成。 ◎算出基礎：1事業所1,500千円×2カ所</p> <p>※当該事業については、国において報酬で措置することを検討中</p>	3,000	補助率 基金10/10 事業主体： 市町村

(単位：千円)

内 容	予 算 額	補 助 率 事業主体
<p>(11) 相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障害者等に対して、地域における障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するための事業にかかる経費。 ◎算出基礎：1市町村1,700千円×19市町村</p>	32,300	補助率 基金10/10 事業主体： 市町村
<p>(12) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 施設が地域の拠点機能として、障害者に対する地域住民の理解や支援力を高め、地域の受入れ体制の整備を図るための取り組みに対して助成。 ◎算出基礎：1圏域1,500千円×3圏域</p>	4,500	補助率 基金10/10 事業主体：県
<p>(13) その他法施行に伴い緊急に必要な事業 法施行に伴い生じる緊急に必要な事業や制度移行期に係る事業コストの増加に対する支援、進行性筋萎縮症者の激変緩和、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のための自治体窓口における情報支援機器等の整備事業等に助成。 ◎算出基礎： 事業所コスト対策 30千円×60事業所 進行性筋萎縮症者負担軽減 20年度の実績見込み オストメイト対応トイレ整備 500千円×16ヵ所 視覚障害者等情報支援 1,000千円×19市町村 移動支援従事者資質向上事業 20年度実績</p>	33,575	補助率 基金10/10他 事業主体： 県及び市町村
<p>○新規メニュー事業実施対策費 現時点では実施要綱が固まっていない新規メニュー事業に対応するための機動的経費</p>	88,397	補助率 基金10/10 事業主体：県
<p>臨時特例基金特別対策事業費 計</p>	301,907	
<p>2 事業外の予算 ○障害者自立支援臨時特例基金利息積立金 基金の運用による利息を、基金に再度積み立て。 利息は、事業最終年度に活用。</p>	8,239	
<p>当初事業予算 合計</p>	310,146	

※各事業の補助単価については、厚生労働省から示されていないため、20年度の単価と実績見込みを参考にして事業費を算出。